

県立学校における生徒名簿等の紛失について

1 概要事案発生の日時

平成 26 年 9 月 12 日 (金) 午前～14 日 (日) 午後

2 事案の概要

県立米原高等学校で、緊急時の保護者への連絡のため、全校生徒 7 1 6 人分の生徒・保護者の氏名・住所・連絡先電話番号・通学方法が記載された生徒名簿と、生徒の健康に関する情報(アレルギーや既往症等)が記載された用紙が綴じられたファイルを教頭席横の棚に保管していた。

平成 26 年 9 月 14 日 (日)、当該校教諭がこのファイルを参照しようとしたところ、所定の場所に無かったため、16 日 (火) に教頭に報告し、紛失していることが判明した。校内での紛失であり、校内をしっかりと探すことを優先していた。

なお、同ファイルは教頭が平成 26 年 9 月 12 日 (金) 昼前に存在を確認している。

また、現時点では、このファイルに記載されていた個人情報の外部への流出または不正利用に関する報告は受けていない。

3 事案の原因

「県立学校における個人情報の流出等の防止のための行動指針」(別添)により、個人情報を含んだ帳票などは、施錠できる場所で保管するなど、適切に管理することが定められているが、このことが守られておらず、学校の情報管理に不備があった。

また、校内での紛失であり、すぐに発見できるという個人情報保護に対する認識の不十分さがあった。

4 事後の対応

(1) 紛失が判明後、校長が全教職員に対し校内を探すよう指示し、その後も数回にわたり指示し探してきた。また、10 月 27 日(月)～28 日(火)に、改めて校内を徹底して探したが、現在も当該ファイルは発見されていない。

(2) 10 月 29 日(水)に全校生徒への説明を行い、10 月 30 日(木)19 時 30 分から保護者を対象とした説明会を開催し、説明と謝罪を行い、今後の対応について説明した。

5 県教育委員会の対応

他校についても同様の生徒名簿の管理状況を確認するとともに、個人情報の適切な管理について、改めて指導し徹底した。

6 調査の結果

去る 10 月 28 日(火)に、県立中学校、高等学校、特別支援学校 66 校を対象に、今回の事案と同様の名簿ファイルの作成の有無と、施錠できる場所での保管状況について調査した結果、作成している学校は 54 校で、うち施錠できる場所に保管できていない学校は 10 校であった。

なお、10 校については、施錠できる場所で保管するよう指導し、改善している。

平成22年(2010年)1月25日

各県立学校長 様

教育委員会教育長 末松 史彦

(公印省略)

県立学校における個人情報の流出等の防止のための行動指針について

本県ではこれまでから、個人情報保護法等にもとづき、県が保有する個人情報の適正な取扱いの確保を図るとともに、各学校における個人情報の適切な管理等の徹底をお願いしてきたところです。

しかし近年、個人情報の流出等が跡を絶たず、県の情報管理について県民の信頼を損ねる結果を招いていることから、今般各学校で特に留意すべき事項を標記行動指針にまとめました。

については、本行動指針に基づき所属職員への指導を一層徹底され、個人情報の流出等の防止に万全を期すようお願いします。

教育委員会事務局教育総務課

総務担当 浜

tel 077-528-4510 fax528-4950

県立学校における個人情報の流出等の防止のための行動指針

1 目的

「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」と定めた個人情報保護法にもとづき、本県では「滋賀県個人情報保護条例」（以下「条例」という。）および「滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（以下「措置指針」という。）を定め、県が保有する個人情報の適正な取扱いの確保を図ってきた。

中でも児童生徒をはじめ、多くの個人情報を管理する学校現場においては、その適正な管理のさらなる徹底が求められるところである。

しかし近年、個人情報の持ち出し等に伴う学校からの個人情報の流出等が跡を絶たず、県の情報管理について県民の信頼を損ねる結果を招いている。

こうした状況を踏まえ、漏洩事案等の再発を防止するため、各学校の保護管理者をはじめ職員全員が、条例および措置指針の各規定に照らし、個人情報の取扱いについて現状を点検し、必要な改善策の検討と速やかな実施を図るにあたり、特に留意すべき事項について定め、もって個人情報の適正な取扱いの確保に資することを目的とする。

2 個人情報の取得

- ① 利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有および利用権限を有しない職員による個人情報の利用禁止を徹底すること
- ② 電子データについては、ウイルスチェックやファイル交換ソフトの排除など、適切な防御措置を講じること

3 個人情報の管理

- ① 個人情報を含んだ機器、電子媒体、帳票などは、施錠できる場所で保管するなど、適切に管理すること
- ② 電子データについては、暗証番号の付与やファイルサーバーの活用など、適切な防御措置を講じること

4 個人情報の持ち出し

- ① 個人情報を含んだ機器、電子媒体、帳票などの持ち出しには、保護管理者の事前の許可を必要とすること
- ② 持ち出し時は必ず個人情報持出点検票等に記入のうえ、必要最小限の範囲に止めること
- ③ 持出時および返却時における機器、電子媒体、帳票などの特定・確認、電子データの場合は両時点におけるウイルスチェック等を徹底すること
- ④ 運搬時の施錠や電子データへの暗証番号付与など、適切な防御措置を講じること
- ⑤ 盗難や紛失のリスクを減らすため、持ち出し後は必ず目的地へ直行すること

5 個人情報の持ち出し先での管理

- ① 持ち出し先においても置き忘れや紛失、盗難の防止などの管理を徹底すること
- ② 自宅等で使用するパソコンは家族との共用を避けるとともに、ウイルスチェックやパターンファイルの更新、ファイル交換ソフトの排除等、適切な防御措置を講じること

6 その他

- ① 各校に配置されている校務用パソコンを、個人情報の集中管理用として活用すること
- ② (別紙) 個人情報保護チェックリスト(学校取組方針) 等により職員全員で個人情報の取扱いについて点検し、各所属における取組事項を決め、実行すること
- ③ 各所属における取組を支援するため、総合教育センターが研修・支援チームを派遣するので、積極的に活用すること

7 施行日

この指針は平成 22 年 1 月 25 日から施行する。

(参考) 学校における個人情報の保護管理体制

滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針

第 2 管理体制

(総括保護管理者)

- 1 各実施機関に、総括保護管理者を一人置くこととし、知事にあつては、県民文化生活部長を、他の実施機関にあつては当該実施機関の長が指定する職にある者をもって充てる。

総括保護管理者は、実施機関の長を補佐し、各実施機関における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(保護管理者)

- 2 保有個人情報を取り扱う各課室・所等に、保護管理者を一人置くこととし、当該課室・所等の長またはこれに代わる者をもって充てる。

保護管理者は、各課室・所等における保有個人情報を適切に管理する任に当たる。

(保護担当者)

- 3 保有個人情報を取り扱う各課室・所等のグループ等に、当該課室・所等の保護管理者が指定する保護担当者を置く。ただし、保護管理者が置く必要がないと認めるときは、この限りでない。

保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課室・所等のグループ等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

<管理体制のイメージ図> 県立学校の例

